



は、基本法ができることを非常に期待しておる。それを、基本法をつくっていく科学技術庁が何か他人待ちのような、そういう感じを私はしたのですけれども、やはりそういう点で積極性が欠けると思うのです。ですから、その辺のところをもう少し煮詰めて、やはり具体的にもうこれだけの事業団法も出ておるわけでありまして、もっと熱を入れて、この基本法をほんとうにつくっていく、もう少しそういう積極性が私はほしいと思うのです。その点がどうも何か、だれかがやってくるだろうというような、情勢としてはまだまだつくるべき段階じゃない、しかたがないという、何となしに客観情勢に押されてしまつてやむを得ないという、そういう感じがするわけですよ。ですから、いろいろなことがあるにしても、積極的にむしろこちらからいろいろな問題を何とかひとつ解決していく、そして、基本法の制定に持つていく、こういう態度が私はほしいと思うのです。その辺のところはどうなんですか。

○木内国務大臣 いま近江委員の御説、まことにごもっともでありまして、科学技術庁におきましては、もちろん宇宙開発委員会と協力いたしておりますので、積極的に、先ほど申しましたような問題に取り組んでおりまして、そして、承るところによると、こちらの委員会におかれましていろいろ御意見の交換などをしておられるようでありますが、そういうことに対して積極的に私どもも御協力を申し上げて、なるべくすみやかにこの基本法ができるようなふうに持つていきたい、かように思っておりますが、それにしまして、宇宙開発の定義、こういうものににつきまして、宇宙の定義、宇宙開発の定義、こういうものににつきまして、国連の宇宙平和利用の委員会におきましても、ばらばら検討いたしておるような段階でありますので、そういう情勢等も特に思っております。そういういろいろな問題があるにしまして、なるべくすみやかにそれが解決されて、そして、宇宙基本法というものが各党派を越えて意見がまと

ま、一日もすみやかにこれが制定されるようになることを私もは期待いたしておる次第でございます。

○近江委員 そういうような情勢であるということも、ある程度理解できるのです。しかし、国会においてすみやかにこの基本法を制定すべし、この開発委員会が発足のときに、あれだけ各党一致して附帯決議をつけたわけですよ。そういう点、いろいろな情勢から、やっておるけれどもしかたがないという状態に流されておる。その点、われわれとしては、国会で附帯決議をつけたという点に就いて、これはやはり何回もこういうケースが起きてきますと、こういう状態だからやむを得ないという状態であれば、附帯決議としての意味が失われてくるのじゃないかと私は思うのです。そういう点、国会におけるこの附帯決議について、大臣はどのようにお考えになっておりますか。

○木内国務大臣 私はもちろんこの附帯決議を尊重しまして、その御趣旨に沿つてやらなければならぬと思つておられますし、私だけではありませぬ、前の大臣なども、もちろんそうだと思つておられます。ところが、やはり、この基本法というふうなものをつくる段階になりますと、なかなかいろいろな点を考慮しなければならぬと思つておられます。たとえば、一つ極端な例をあげてまことにすみませんけれども、科学技術基本法につきましても、なるべくすみやかにこれは制定すべきものだということとでありましたけれども、やはりこれをいよいよ出してみると、なかなかいろいろ問題があつて、そう簡単にはいかない。結局、この原子力基本法のように、こういう基本的な施策を織り込むような法律は、超党派的に御意見がまとまらなければ、とが非常に望ましい姿ではないか。そうすれば、もうこの原子力基本法のときなどは、まとまらなかつた、すぐに法律になつてしまつたのですから、私どもはそういう点も大いに御期待を申し上げておる、こういうような事情もあるわけでございます。

○近江委員 長官のおっしゃることはわかるのですが、それで、その態度は、積極的に今後つくつていくこと、いま表明されたわけですから、それは了解いたしますが、それは具体的に基本法を實際につくっていく作業として、長官として、いま具体的にこういうふうな作業の政策段階といひますか、こういう段階を踏んでやつていきたい。ただ早くつくりたいという気持ちだけでは私は前へ進まないと思うのです。ですから、たとえば四党一致してやつていくべきだ、そういう点については、どういふように科学技術庁と四党とその他の具体的な施策を進めていくとか、やはり長官として何らかの構想をお持ちだと思ふのです。その作業の進め方についてお考えがあれば、お聞きしたいと思ふのです。

○木内国務大臣 私は先ほど来申し上げましたように、この法律をつくることになれば、これに対して盛り返す基本的な姿勢、たとえば平和目的に限るとか、民主的にやつていくとか、その他三原則というふうなものがあります。そういうものをどういふふうに盛り込むか、あるいはまた、さらに、宇宙開発の対象をどうすべきか、すなわち、宇宙空間の開発の定義、あるいはまた、宇宙開発委員会の御審議の際にお述べ願つた御意見をどういふふうに盛り込むか、あるいはまた、国の基本的な施策をどういふふうにするか、これは宇宙開発委員会においても研究しておりますし、また、私どものほうにおきましても、事務的にこれを研究しております。私は、今回こちらの委員会において、さらに宇宙関係の小委員会をお設けになつたような関係もありますので、そういうところにおきましても十分御意見の御交換を願つて、そして、私どものほうで準備しておる資料はいつでも喜んで積極的に出しまして御協力申し上げます。それから、それで皆さん方のほうで御意見のおまとめをお願いできれば非常にしあわせじゃないか、かように思っております。

○近江委員 私は、最も根本的なこういう基本法を制定しないで、実施機関だけがどんどん進んでいく、そういう点、非常に不安を持つわけですよ。いま長官もおっしゃつたように、平和の目的に限るとか、いろいろな基本的なことをおっしゃつたわけですが、この原子力基本法などにおきましては、はっきり平和目的あるいは民主、自主あるいは公開、そういう原則といふものは織り込まれてあり、うたつてありますし、そういう点で安心してわれわれもいろいろなそういう実施機関のあり方についても見ていくわけなんです。ところが、肝心のくつておくものがない、それで、実施機関だけがどんどん先行していく。当然、各国の状況を見ても、ロケット開発なんかは全部軍事につながつておられますし、そういう点、そういう平和目的、あるいは民主、自主、公開、あるいは国際協力、そういうものは何によって保障されていくのか、この点が非常に心配なんです。この点、どういふふうにお考えになっておりますか。

○木内国務大臣 この点は、私、先ほどから申し上げておるのですけれども、三十七年に宇宙開発委員会の前の宇宙開発審議会におきまして、総理大臣の諮問に対して一号答申というのを提出しております。そこで何と書いてあるかと申しますと、わが国の宇宙開発は、平和利用の目的に限り、自主性を尊重し、公開を原則とし、国際協力を重視することを基本原則として行なうものとするという答申がはつきり出ております。そして、これに基づいて歴代の科学技術庁の長官は、もちろん平和目的に限る、こういう方針でやるといふことを申しておりますし、先般、宇宙開発事業団法案を衆議院の本院議におきまして、私が趣旨の説明をしました際の松前議員の質問に対して、総理大臣もはつきり、きわめて明確にこのことをお答えしていらつたというふうなわけでございます。さらにまた、昨年設けられました宇宙開発委員会というものは委員を任命するにあたりましては国会の承認を要する、こういうことでありまして、この宇宙開発委員会におきましては、今後におけるところの宇宙開発の基本的な線をこれからきめてまいります。宇宙開発委員会の議決を経た基本方針に基

づきまして総理大臣が基本計画を定めていく。こういうことになりましてからして、私は平和の目的が何重にも確保されているものだと思ひますし、また、民主的にこれは行なっているといふことも、また、宇宙開発事業団におきましても、宇宙開発事業団の役員といふものは、宇宙開発委員会におきましてこれを承認しなければならぬということになっております。そうして、宇宙開発事業団のやることは、宇宙開発委員会がきめた基本の方針に従ってやっていく、こういうことでありますので、私はもうこの五原則といふことです、四原則といふは、これは十分に守つていけるものと、かように考えている次第です。

○近江委員 そうしますと、長官が今後ずっと大臣を続けていかれば別ですが、どういふようなことがまた途中であるかわからないわけですが、そういう点において、これからいろいろ大臣がかわられることも考えるわけですが、そういう場合において、いまの長官の発言といふものは、これはどの大臣も必ず確約できることなんでしょうか。

○木内国務大臣 あとの人の確約を私がするわけにはまいりませんが、いま申し上げましたような宇宙開発の審議会における第一号答申といふものは、今後だれが科学技術庁長官になろうとも、だれが総理大臣になろうとも、これはもう動かすことのできない方針でありますし、また、宇宙開発委員会とこの事業団の関係、そういうものは、だれが総理大臣になっても、だれが科学技術庁長官になっても、私は動かすことのできないものであると思ひますので、法律において規定されておらずとも、これはあくまで確保されていくものだ、かように私は確信いたしております。

○近江委員 しかし、いままでの政府のやり方を見ておいて、これは科学技術庁だけのことを私は言っているのと違ふのですが、いろいろな答申が出されても、政府はむしろ実行したことのほうが少ないわけですよ。たとえば、選挙制度審議会な

んかからいろいろそれが出ている。そういうことだつてなかなかやっておられないし、社会保障の問題にしろ、そうだし、なかなかそういうことは実行されておられない。そうすれば、審議会の答申なんというものは、それでどこまでそれを尊重して、また、われわれが信頼しているのかという問題もあるわけですよ。あるいはまた、大臣がかわればそれによつてどうなるかわからない。答申を尊重していかれると思ひますと言われまして、たけれども、確実といふことは言えないわけですよ。そういうような不安な要素といふものはやはりあるわけでは、あれだけのことをはつきりうたつてある。だからこそ、いろいろのこととはありますけれども、しかし根本的にはわれわれも安心して原子力のそうした行政について見守つていくことができるわけですよ。ですから、そういう点からしても、すみやかに基本法を制定して、そういう内容をはつきりとこでうたわなければ、はつきりとかぎをかけておかなければ、私は非常にあぶないと思ひます。その点を私は申し上げておるわけです。その点は、大臣、どう思われますか。

○木内国務大臣 もちろん法律で規定するといふのも確かに一つのかぎであると思ひますけれども、いま申し上げましたように、宇宙開発委員会といふのがいまありますけれども、この委員の任命にあたりましては、これは国会の承認を要するわけなのであります。この点において、その委員会の人たちは、そうかつてに基本の方針を要する得るような委員会ではないといふことは、御了解願ふと思ひます。その基本方針として、宇宙開発審議会、さつき私が読み上げましたような第一号答申ではつきりこの五原則といふものをうたい込んでおります。宇宙開発委員会は、さらに今後の基本方針をきめるにあたりましては、この基本方針に基づいてやっていく、これはもう当然のことであるし、それを逸脱するといふことは私はできないと思ひます。それからさらに、宇宙開発

事業団も、宇宙開発委員会がきめた方針にそむいて運営することはできない。主要役員といふものは、宇宙開発委員会の承認を要するといふようなことになっておる点を考えましても、その点は十分に確保できるものだ、かように私は考えております。

○近江委員 それから、附帯決議のことですが、先ほど、この基本法をすみやかに制定すべしといふ附帯決議に対して、現実にまだ實際いろいろ検討しておる段階にある、こういう事実があらました。さらにわれわれは、委員の常勤化といふことを早くやるようにといふ附帯決議をつくつたわけですよ。ところが、その常勤化はからずして、宇宙開発事業団法を先に提出してきている。それは国会の附帯決議なんて全然無視している。これは一体どういふことなんでしょうか。

○木内国務大臣 宇宙開発委員会設置法を御審議の際に附帯決議として、いまのような常勤化にしろという御意見が出たことは私も承知してございまして、もちろん、できればこそしそれを實現いたしたいと思つたんですが、この点につきましては、行政簡素化の強い要請もありまして實現することができなかったんですけれども、宇宙開発体制の整備、常勤化の問題もその一つであると思ひますが、宇宙開発の企画調整のなかめとして宇宙開発委員会を設けるといふことであつたと思ひますけれども、それは去年設けていただいた。それに引き続きまして、今度はいま申しましたような問題もやるけれども、何としても宇宙開発の實現のため、今度は宇宙開発事業団といふことをま

ずお願いしたい、かように相なった次第であります。

○近江委員 先ほど私が平和であるいは民主、自主、公開であるいは国際協力、そうした点で非常に心配だと言つた点について、委員はあくまで国会の承認を得るのだ、その委員といふところにウェットが非常に置かれたわけですが、それほど

委員というのは大事な立場です。そうしたときに、非常勤の人でどれだけ、いろいろな点にチェックもまた力が入ってくるか、そういう点で、宇宙開発委員会の委員を常勤化して、そうして、これを強化しなければ、宇宙開発の民主的な運営といふものはほんとに保障されないと思ひます。いまの委員の方々を別に悪く言うわけじゃありません。ただ、制度の上から、現実に時間的な点、物理的な面から考えても、私はなかなかそこに集中して全力投球するといふことはむずかしいと思ひます。やはりこれだけの大きな構想でスタートする以上は、常勤化することが第一番じゃないですか。だから、それをただ政府のそうした方針のもとに、なかなかうまくいかなかった、それじゃあまりにも弱過ぎるじゃないですか。これだけの予算を伴う大きな構想をスタートさせるのなら、科学技術庁としてなせもつと総理にも、政府に対しても強い姿勢でそれを言つて實現することができないのですか。あまりにも弱過ぎるじゃないですか、科学技術庁として。

○木内国務大臣 いまお話しした点、まことに私もつともな点もありますし、もちろん、宇宙開発委員会の常勤化といふ問題は大事な問題でありますので、今後におきましては、できるだけ實現に努力いたしたいと思つておるのですが、現在非常勤ではありますけれども、有能な方々にお集まりになつていただいて、毎週二回ぐらいずつ会合して、また、いろいろな部会もあるといふようなわけで、非常に活躍しておりますし、この委員会は基本的なことをおきめ願ふのでありまして、そう毎日常勤しておられませんが、委員として十分に働いていただいております、かように思ひますが、いま申しましたように、大事な問題でもありますし、委員会の御意見もありませんので、今後におきましては、できるだけその實現に努力いたしたい、かように思つております。

○近江委員 それは長官のそういう意向のほうで、国会の附帯決議で常勤化すべしといふわ

れわれのそうした要望よりも、長官のそういう考え方のほうが強いんですよ。いまの常動化でなくたって十分やっていると。だから、そうせかなくてもいいじゃないか、それじゃまずいと思うのです。それでは国会の附帯決議なんかばかにしておるといふことになりすよ。われわれが常動化しなさいといふことをいっておるじゃないですか。

○木内国務大臣 私は別に、いま申しましたように、その附帯決議を軽視しているわけではありせん。非常に尊重しておりますけれども、本年は行政簡素化の非常に強い要請もありまして、実現することはできなかったものであります。しかし御趣旨の点はまことにございまして、ありますので、今後できるだけすみやかにこれを実現するように努力したいといふことを申し上げておるのではありません。ただ、しかし、現状を申し上げますと、宇宙開発委員会というものはあまり働いておらぬじゃないかという御意見もありましたので、その点を、私はちょっと釈明いたしたような次第であります。

○近江委員 予算の大ワタというものはきまっちゃったわけでありまして、予算の面とか、あるいはそうした行政の簡素化とか、いろいろな点はあるわけですが、これは今後考えていきたいと言つても、現実には今年度から開発事業団はスタートしようとしているわけですよ。そうすると、将来——将来といつたって、これは一年先か何年先になるかわからない。そういう点において、今年度においても早急にもう一回それを閣議にかけるとか何とかいう形で、国会のこれだけの附帯決議で要請されているのだから、何とか常動化をやつてもらいたい。そこまでの熱意は、大臣、あるのですか。

○木内国務大臣 そういふ点も一つの考え方ですけども、とにかく、御案内のように、予算はそういうふうになつておらないわけですね。そこで、予算が済んでしまったのに、いまここで直ちに予算がないものを実現するといふわけにはまい

りませんけれども、しかし、この委員会で、いまお話しになったような点を補い得るように大いに働いてもらいたい、かように私は考えております。

○近江委員 大いに働いてもらいたいとおっしゃつても常動化でないのに——みんなやはり仕事をかかえているわけですよ。物理的にそんなことは無理があるわけですよ。事業団が発足すれば、それに伴つて宇宙開発委員会という処理をしなければならぬ非常にこまかい問題も私は出てくると思うのです。また、検討しなければならぬいろいろな点もあると思うのです。そういう点で、どうしても常動化をやつていかなければならぬ、私はこのように思います。そういう点で、いま大臣おっしゃつたように、あらゆる手段、方法を講じて一日も早く常動化を、この国会の附帯決議もあるわけですから、やつていただきたい。この点、もう一ぺん確約をとりたいたいと思うのです、どうですか。

○木内国務大臣 私どもを非常に鞭撻していただいて、私は非常にありがたく思っております。御趣旨に沿ひまして、できるだけひとつ常動化の実をあげるようなふうになつていきたいと思います、かように思っております。

○近江委員 それから、先ほど私、原則的な点の保障といふことについてお聞きしたわけですが、特にもう一ぺんだけ念を押しておきたいのですが、宇宙開発の成果が軍事に利用されるおそれというの、絶対ありませんか。

○木内国務大臣 この点は、先ほど来繰り返して申し上げましたように、宇宙開発審議会が三十七年に第一号の答申をしております。そのときに、平和目的に限る、はっきりこれを明示しております。それからさらに、総理大臣が、この間の本会議におきまして、その点をはっきり申し上げておるのであります。私どもはこれを軍事目的に利用されるということとは決して考えておりません。

○近江委員 この事業団の設立でどの程度開発といふものが一元化されるかという問題なんです。今後のそういう宇宙開発の体制といふものをどのように持つていくのか、できるだけ詳しくその辺の構想を述べてもらいたいと思うのです。

それからまた、非常に問題になってくるのは東大との関係だと思ふのです。この東大の関係はどうなるのですか。

○木内国務大臣 今度のこの宇宙開発事業団は、宇宙開発をできるだけ一元化の方向に持つていこうという趣旨でできたのであります。東大の関係あるいは各省との関係などはこまかな点でありますし、また、なるべくこまかに説明するようにという話でございしますので、政府委員のほうから御説明をさせたいと思ひます。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

この一元化の体制につきましては、ただいま大臣からお話ございましたように、従来、四十一年にこの小委員会におきまして宇宙開発に対しては一元化の方向にいかういふ御趣旨もございまして、それが今度の一元化の体制に就いてきたわけでありまして、これにつきましては、まず企画調整面の一元化ということにつきまして、去年の八月宇宙開発委員会というものを発足したわけでございます。その宇宙開発委員会のかさのもとに、各省庁並びに各機関が協調いたしました。宇宙開発を行なつてきたわけでございますが、それに引き続きまして、さらに開発実施体制の一元化といふような観点からいたしまして、この四十四年度におきまして宇宙開発事業団というものを設置するといふ方向に進んだわけでございます。

この宇宙開発事業団を設置するにあたりましては、従来、科学技術庁にございまして宇宙開発推進本部、主としてこれは人工衛星打ち上げ用のロケットの開発を行なつていたわけでございますが、この宇宙開発推進本部を解消いたしまして、この事務をこの開発事業団で引き継ぐということになったわけでございます。

いまして、やはり四十四年度におきましては、従来、郵政省で開発を行なつておりました電離層観測衛星といふものの開発もこの事業団で行なうことになったわけでございます。

今後、この開発段階にありまして人工衛星あるいは人工衛星打ち上げ用ロケットといふもの並びにその打ち上げ及び追跡といふものは、逐次この事業団におきまして一元的に実施されることになるわけでございます。

ただいま御質疑のございました東京大学の件でございますが、東京大学の宇宙航空研究所におきましては、現在ミューロケットの開発を行なつておるわけでございます。このミューロケットにつきましては、やはり現在開発を行なつておるもので、この開発途中で新しい宇宙開発事業団に引き継ぐといふことは、これは相当段階まで進んでおるもので、かえつてこの開発をおくらせるおそれがあるといふことでございしたので、この信頼性が得られる段階までは東京大学の宇宙航空研究所で行なうといふことにしたわけでございます。しかし、現在やはり東京大学で開発を行なつております科学衛星につきましては、学術研究の目的のために、今後とも、原則として、東京大学の宇宙航空研究所で行なうことにして、以上でございます。

○近江委員 東大のことで文部省と科学技術庁と非常に対立をしておる、そういうことは巷間いろいろうわさに流れておるわけです。その対立はどういう点なんですか。たとえば、委員会をやらうとしても、何か文部省が断つたとか、いろいろなことが伝えられていますが、その辺のところを、どういふような対立点があるのか、そのようなところをお聞きしたいと思ふのです。

○木内国務大臣 いまお話がありましたけれども、文部省と対立しているといふようなことは私はないと思つております。なお、御質問につきましては、こまかな点は政府委員からお答えさせていただきますけれども、対立といふようなことは全然ありま

せん。

○石川(見)政府委員 ただいまの大臣のおことは補足いたしますが、ただいま大臣からお話がありましたように、対立という状態はないものと考えております。ただ、東京大学が十年來ロケットの開発並びに衛星の開発も行なっているわけでございまして、確かに研究的には東京大学のほうが科学技術よりも先行していたわけでございまして、しかし、科学技術庁におきましても、今後の実用人工衛星の打ち上げにつきましても、三十五年來開発を進めてまいりまして、ようやくそれが軌道に乗ってまいったわけでございまして。今後は、東京大学の成果と、それから科学技術庁におきまします宇宙開発を進めていかなければいけない、こういうふうな考えでございまして、それが今回の開発事業によりまして一元化の方向というふうな私たちが考えておるわけでございまして。

○近江委員 そうすると、あくまで今後はそれが両立した体制で進んでいく、こういうことですね。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

先ほども申しましたように、東京大学におきましてロケット開発につきましては、現在ミニューロケットを開発いたしておりますので、そのミニューロケットの開発が信頼性ができる段階になりました時点でございまして、東京大学におきましては、それ以後の開発は行なわないということになっております。その以上のものでございましては、この宇宙開発事業において開発を行なうということになっております。

ただ、先ほども申しましたように、科学衛星そのものにつきましては、学術研究というふうな目的もございまして、原則として東京大学で開発していく、こういうふうになっているわけでございまして。

○近江委員 その辺の点は、いまもトラブルはないというようなことを言われましたけれども、現実におかれはいろいろのことを聞くわけですが、

よ。具体的にどうということでは言いませんけれども、そういう点、やはり外部にまでそういうことがいわれるようなことのあり方ではまずいと思うのです。したがって、基礎的な研究あるいはその実施機関、相まって初めて大きな効果を出すわけですね。その辺のところの調整ですね、どちらもうした効果をあげ得るようなことから持っていく方というものをやはり考えてもらう必要があると思うのです。そういうようなところを念を押しておきますが、その点どうなんでしょうか。

○石川(見)政府委員 ただいまの件につきまして、私たちがその点十分了解いたしまして実施しているわけでございまして、この宇宙開発委員会の中で、将来のビジョンというものを含めまして現在計画を立てているわけでございまして、これにも東京大学の先生に参加していただきまして、内容的にも十分検討していただいておりますのでございまして。したがって、協調的な姿勢というものは十分とれているものと私たちは考えております。

○近江委員 それから、郵政省の所管業務のうちで電離層観測衛星の開発だけを引継ぐ、このように聞いておりますが、それは一体どういうことかということ、それから、実験用静止通信衛星の開発は、そうすると、どうなっていくか、この辺のところを開きたいと思っております。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。従来郵政省で研究しておりました電離層観測衛星につきましては、ようやく開発段階に到達したわけでございまして、すなわち、プロトタイプの実験を行なうという段階までになったわけでございまして、それによりまして、四十四年度に郵政省に電離層観測衛星の開発に対する予算も認められたわけでございまして。したがって、私たちがしましては、これはもう開発段階に到達したというところで、これを事業団で今後の開発を一元的に実施しようというたてまえで、事業団のほうにその業務を引き継ぐことにしたわけでございまして。もう一つの実験用の静止通信衛星でございまして

が、これは、現段階におきましては、まだ開発段階までに至っていないわけでございまして。現在はまだ研究段階というふうな考えでいいのではありませんかというふうな考えでございまして、今度はこれを引き継ぎなかつたわけでございまして、これが開発段階になりました時点でございましては、事業団に引き継ぐということになっているわけでございまして。

○近江委員 電電公社、あるいは国際電電、あるいはNHKのそういう研究開発と事業団とのそうした関係ですね。この辺が何か非常にぼけていっているように思われるのです。この辺はどうなっているのですか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

電電公社、それからNHK、それから国際電電、こういうところで開発研究を進めております通信衛星でございまして、これにつきましては、郵政省が通信衛星開発本部というものを設けておりました、その中でNHK、電電公社、国際電電、さらに郵政省の電波研究所、この四者が集まりまして、実験用静止通信衛星の研究開発に対する体制をつくっているわけでございまして。したがって、そこにおきまして実験用静止通信衛星の計画ができ上がりました、それが開発段階まで進みました時点におきましては、この事業団に移管されるというふうになっている次第でございまして。

○近江委員 それから、政府の計画でいきますと、四十六年に電離層観測衛星を、四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げることを骨子としている、このようにいっておるわけでありまして、それは実際上そんな計画どおりいくんですか。実験可能なんですか、どうですか、その点。

○石川(見)政府委員 お話のように、まず、私たちがいたしましては、宇宙開発委員会が計画を立てられました開発計画に従いまして、電離層観測衛星をまず開発して、その打ち上げをいたしまして、そのあとで実験用の静止通信衛星を打ち上げるということを目指して進んでいるわけでござい

ざいます。この目標を達成するために、今回宇宙開発事業団を新設いたしまして、十分な人材と資金というものを確保いたしまして、さらに開発体制を弾力的にできるように私たち強化をはかったわけでございまして。この計画の進行につきましては、宇宙開発委員会においては十分検討いたしまして、絶えず強化をいたしているわけでございまして、私たちがいたしましては、最善の努力を払いまして、この計画が実現するよう努力している次第でございまして。

○近江委員 それは、目標を目ざして努力されているのはよくわかるのですが、現段階でチェックしてみても、確実に実現が可能なんですか。その辺のところをもう少しこまかく答弁してもらいたいのと思っております。

○石川(見)政府委員 その点につきまして、現在、宇宙開発委員会の中に部会をつくりまして、その計画が達成できるように計画を作成中でございまして。

○近江委員 まあ一〇〇%できるかどうか、これから先のことでございまして、これは何とも言えませんが、あなたの方の確信としては、絶対できるのですか、どうですか、その点は。

○石川(見)委員 達成できるように十分努力したいと思っております。

○近江委員 これは平行ですから次にいきますが、実験用の静止通信衛星を打ち上げたあとの開発目標というものをどのようにいましておられますか。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

現在、宇宙開発委員会におきまして部会を三つつくりまして、総合計画部会、ロケット計画部会、衛星計画部会と、この三つをつくりまして、今後十年間のビジョンを見まして最近五カ年間の計画を立てているわけでございまして。したがって、この実験用の静止通信衛星を上げた後の計画も現在検討中でございまして。いずれ近いうちにその計画ができ上がるものと存じております。



○近江委員 もちろん、これから計画を立てるわけですが、大体の構想というものは立てているんですか。発表できる段階であれば、その構想の一端をここで発表してもらいたいと思います。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。

その時点におきましては私たちが発表するつもりですが、現在具体的に出ています。これは、実験用静止通信衛星のほか、気象関係の衛星、航行関係の衛星、あるいは科学的な学術研究用の衛星、こういうものが具体的に現在問題としてあがっているわけでございます。

○近江委員 当然、そうした現在の計画を達成していくために技術の導入というものは不可欠であるというように意見が相当強いわけですね。宇宙開発というものの効果、これはいろいろあります。が、本来、あくまで自主技術の開発を主眼として進んできた、私はこのように思うのです。私は、技術導入と自主技術の開発、そういう点を考えていくと、何か効果だけを、成果だけをあせって、そういう本来じみちをやっているかなければならない問題、その行き方というものが忘れられているように思うのです。その点、いま政府はどういうようにやっているのですか。

○木内国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、自主技術、自主的の開発を主眼とすることはもちろんであります。現在、いまも申し上げておりますように、計画どおり目的を達成するためにはなかなか容易ないろいろな困難も伴ってくると思うのでありますが、それにしましても、官、学、民、これが総力を結集しまして、そうしてやればその実現が可能である、かように考えております。

そこで、この自主技術を主体として進めていくべきことはもちろんでありますけれども、今日まで世界の各国がある程度われわれよりも進んでおる。その間には幾多の失敗も繰り返しておると思うのです。しかし、そういう失敗を無用に繰り返さないように、そうして、開発を効率的に行

なうというためには、どうしても必要な技術は導入しなければならぬ。導入して、それにさらに自主開発を加えていくものにして、そうして、この目的を達成していくということが必要だと思うのです。宇宙開発委員会におきましてもそういう点を考慮しまして、今後開発を進めていく際には、国際協力ということも大いに考えて、そうして、必要な場合には自主的に外国技術の導入もして、失敗を繰り返さないように、こういうような意見も述べておるわけでありまして。

そこで、私も、要約して申し上げます、自主技術を主とするが、必要な技術はこれを導入して、それにさらに自主的開発を加えて、しかし、その必要な技術を導入するにあたりましては、わが国の宇宙開発の自主性をそこなわないようにするということとはもちろん大事ですが、さらに、宇宙開発がわが国の工業の技術水準の向上の原動力になるという意義を失わないように、そこをわなないようにする、そういう二つの点は十分に考えていかなければならぬと思っております。いま申しましたように、諸国の失敗をいたずらに繰り返すことのないように、できるだけ効率的にやっていくためには、ある程度の技術導入はやむを得ないもの、かように考えております。

○近江委員 これは技術面になるわけですが、そこでこの必要な技術導入を現段階において、いま何としまして、立てた計画を実現していきたい、このように言われましたが、そういう最終のゴールというものは大体きまっているわけですよ。そうすれば、いまの技術段階から考えて、これとこれとこれは必ず導入しなければ所期のそれだけの目標のところには到達しない、そういう点は当然チェックできると思うのです。その点、具体的に、どういうような技術導入をどういう部門でやっていくのか、それをひとつでできるだけきめこまかに、この時点で聞きたいと思うのです。それは政府委員からお聞きします。

○石川(見)政府委員 お答えいたします。ただいまの件につきましては、現在宇宙開発推

進本部におきましてシステムデザインを行なっておるわけでございます。これができまして、その時点におきまして相当詳細な、具体的なものが出てくると思っております。フェーズゼロのシステムデザインを終りまして、現在第一次のものにつきまして検討しております。この結果が出てきたら、いろいろ具体的な問題について進めていきたいというふうな存じしております。

○近江委員 そのシステムデザインというものは、きつりとできなくても、あなた方は専門家なんだから、大体どの技術を、どの部門を導入しなければならぬかというところはわかっておるはずだと思っております。その辺のところはどうなんですか。それをほくは聞いています。

○石川(見)政府委員 技術導入になりますと、これは多分企業間におきましての技術導入の問題になってくると思っております。その時点におきましては、詳細な、どういうものが必要だということが出ていなければこれは契約ができませんので、やはりその点は、現時点においてはまだお答えいたしかねるわけでございます。

○近江委員 そういう微妙な隠れみのというか、別に言ったってかまわないでしょう。こういう点が特にいまから、四十六年、四十八年の実現までにはどうしても、もう四十四年です、現時点では、それは、研究はそれぞれの部門でやっておられると思っております。どうしてもこれは時間の関係で無理だという点があるでしょう。特に、それじゃ、一番おくれておる部門は何ですか。

○石川(見)政府委員 現在までに私たちの検討しております段階におきましては、やはり誘導制御の部門が日本においてはおくれておるんじゃないかというふうな思われるわけでございます。この点につきまして、ただいま申しましたように、詳細に現在詰めておまして、開発事業団が発足いたします時点におきましては、その点を相当明らかにできるように現在努力しておるわけでございます。

○近江委員 それは大体いつごろ出るのですか。

○石川(見)政府委員 大体夏ごろになると思っております。

○近江委員 次に進みますが、種子島周辺の漁業対策の点なんですが、地元ではトラブルが絶えないわけですね。この現状、それと事業団との、今後そうした補償等の関係ですね。その辺のところは、いまだどういように考えていらっしゃいますか。

○木内国務大臣 御案内のように、種子島の打ち上げに伴いまして、その周辺の漁業対策が非常に大事なわけでございます。そこで政府におきましては、種子島漁業対策本部を設けていろいろやりました結果、今回は一応おさまったわけですね。昨年は三億七千万円というものを支出しましてあの漁業の問題がおさまりました。そして一月から二月にかけてロケットを打ち上げたわけですね。そこでまた本年度におきましても三億五千万の予算を要求しておりますが、この問題は順調に進んでいるわけでございますが、今度事業団でこれが打ち上げを実施するということになりますれば、この仕事は当然事業団に引き継ぎまして、事業団において責任をもってこの問題を解決して推し進めていく、こういうことになると思うのです。——対策のほうは政府でやるのですけれども、打ち上げは事業団でやりますが、対策は政府の予算を計上しております。その範囲において行ないたいと思っております。

なお、詳細は政府委員から御説明いたします。

○石川(見)政府委員 ただいまのお話に補足して申し上げますと、この対策の要綱というものをきめたわけでございますが、この対象といたしましては、ロケット打ち上げ期間中におきます種子島周辺漁場にかかわるべき新しい漁場の調査事業というところ、それをやりまして、それとともう一つは、効率的な出漁というものを確保するためのえさでございますが、餌料の対策事業というものがございまして、それからもう一つは、生産性向上ということとを考へまして共同利用施設の設置事業、たとえ

種子島の宇宙センターでございますが、これは四十一年の九月に始まったわけでございます。これは小型ロケットを打ち上げるのに必要な最小限の整備を行ないまして、打ち上げの実験をやっておるわけでございますが、今後の計画を申し上げ

設備につきましては、ただいま申し上げました種子島の宇宙開発センターができますと、これによりまして衛星の打ち上げができるわけでございますが、追跡関係につきましては、現在勝浦、それから沖縄、この二カ所に追跡センターをつくり

また非政府団体を拘束するものでありますが、この事業団に対して適用される条文が数個条ございしますので、その内容につきましては政府委員からお答えいたします。

う点につきましては、宇宙条約では、一般的な原則を定めているだけでございます。そうして、現在、国連の宇宙空間平和利用委員会におきまして、請求権の発生要件とか、あるいは損害の範囲とか、あるいは賠償額等に関する事項を検討しているわけでございまして、それを宇宙損害賠償協定というものにおきまして別途具体化されるものというふうに聞いております。したがいまして、

その結果を見まして、必要があれば別途損害賠償に関する民法等の特例規定とか、あるいは事業団に対する国の求償権の規定というものを設けるように現在検討を進めているわけでございます。

○近江委員 それから、主要諸外国の宇宙開発の実施のためのそういう組織ですね、こういう点、どうなっているか。また、諸外国において、わが国のこういう事業団のような組織をどのように設けているというふうなケースがあるかどうか、こうした点、ひとつ実情を知りたいと思うのです。

○石川(見)政府委員 諸外国における組織の実例でございますが、現在主として主要国といえますのは、アメリカ、ソ連、フランス、西ドイツ、こういうところだと思えます。ただし、ソ連につきましては、現在の時点におきましては、ソ連の国家そのものでやっております、中の様子はちょっと私たちのほうでは資料をとりかねますので、アメリカ、フランス、それから西ドイツについて御説明申し上げたいと思えます。

アメリカにおきましては、非軍事的な宇宙活動の実施機関というものは、御存じのように航空宇宙局、いわゆるNASAと称するものがございまして、これが昭和三十三年に設けられたわけでございまして、これを大別いたしますと、本部と、それから実施機関というふうに分かれるわけでございまして、本部では計画、管理というようなことをやっております。実施機関には宇宙センターというものが十一ございまして、そのほか、研究所とか、あるいは追跡網というものも設けられております。人員数といたしましては、大体六万をこえるというふうになっております。

次にフランスでございますが、フランスは、実施機関といたしましては、特殊法人といたしまして宇宙研究本部というものがございまして、これは通称CNESと称しておりますが、三十六年の末にできたわけでございます。ここにおきましては、本部の活動計画とか、あるいは投資計画というものを審議するために理事会がございまして、さらに専門的な立場からこの理事会に対して助言をする

機関といたしまして、科学計画委員会と応用計画委員会、こういうものがございまして、それから実施機関といたしましては、宇宙センターが三カ所ございまして、そのほか、大西洋の沿岸に追跡局を六カ所持っているわけでございまして、このCNESの経費は全額政府予算から出ているわけでございまして、その人員は現在七百名というふうになっております。

それから、ドイツでございますが、ドイツは三十七年八月に政府が九五%出資いたしました、ロケットと衛星の開発製造と、それから技術者の教育と、こういうことを目的といたしました宇宙研究有限会社というものを設立いたしましたわけでございまして、GFWといっておりますが、そういう会社をつくりまして、この機関が宇宙開発の実施に関する産業界との契約というものをすべて処理しているわけでございまして、これは、人員は大体三百三十名というふうになっております。

いずれにいたしましても、各国とも、この宇宙開発を本格的にやろうというためには特別に組織をつくってやっていると実情でございます。

○近江委員 もう時間がございませんから、あとまたお聞きすれば相当問題が出てきますので、保留をしておきたいと思うのです。一応、きょうはこれで終わりたいと思えます。

○石田委員長 引き続き、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

原子燃料に関する問題について質疑の申し出がありますので、これを許します。齋藤憲三君。

○齋藤憲三委員 原子力局長に、これはちょっとお願いをしておきたいのですが、昨日、石川委員の質問に関連して私もお尋ねを申し上げました原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定、これを私、帰って、この条約文はよくわからぬのですが、読んでみたのであります。そうしますと、その第七条の第一項に、どうもやはりきのう私が御

質問申し上げたようなお問い合わせののです。それで、外務省と第七条第一項の実質をひとつよく突き詰めて、そうして御回答を願いたいと思うのです。これは即答を要求するのじゃありません。

これはこういうことを書いてあるのです。まず、第七条のAには「同位元素U-二三五の濃縮ウランの日本国のすべての必要量を供給する。」これは供給する意思ははっきりしているわけですね。

ところが、その第一項に「合衆国委員会は、日本国政府又は前記の認められた者のために、千九百六十八年十二月三十一日以後に同位元素U-二三五の濃縮ウランの生産及び(又は)濃縮を行ない又は行なわせることにより、必要とされる同位元素U-二三五の濃縮ウランを供給する。」これもいいですね。ところが、その次の「合衆国委員会は、日本国政府又は前記の認められた者がこのような役務取極に基づく同位元素U-二三五の濃縮ウランの特定の引渡しのために必要とされる天然ウランを合理的に入手することができない旨の通知を適時に行なうときは、合意される条件により、必要とされる天然ウランを供給する用意がある。」これを読んでみると、やはり原料は日本から供給するというのが前提であって、もし、そういうことができないということを適時通告しておけば、アメリカでは原料も供給する用意がある、だから、原則的には日本から持ち込むのだ、持ち込んでいく場合には、向こうは濃縮するだけの保証はする、だけれども、原料が持ち込めない場合には、またある一つの合意条件を必要とするというふうな、何かここになるといって、条約が、何もしたくなくて、百六十一トンのウラン二三五を二〇%以内の濃縮度においていつでも確定的に日本はアメリカから供給を受けるんだということにはどうもならぬように思うのです。そうすると、条約による一まつ不安が残る、こういうことが考えられるのです。その第二項には、「A(1)の規定にかかわらず、日本国政府又は前記の認められた者が要請するときは、合衆国委員会は、自己の選

択に基づき、合意される条件により、同位元素U-二三五の濃縮ウランを売却することがある。」これはもうほんとうの不確定条件ですね。向こうが自分の選択で売ることがある。ですから、この条約の骨子をどうしても確定しておくには、この第七条第一項のカッコのところは心配ないんだという専門的な解釈をひとつしておいていただきたい、これをお願い申し上げておきたいと思えます。

それから、この機会に、大臣もおられますから、二、三お尋ねを申し上げておきたいのですが、核原料物質、いわゆる原子力の平和利用に対する燃料政策というものは、日本のエネルギー政策の一端として考えられておるのか、あるいは、これは従来の関係上から、エネルギー政策の一端の中に入っているけれども、総合的なエネルギー政策としての責任から分離して、科学技術庁における責任としてこの対策が考えられておるか。ということは、核原料の取得及びそれを加工精製し、あるいは日本に必要なものは外国から輸入をする、そういうような権限というものは、エネルギー政策の一端としては考えられるけれども、責任の所在というものは科学技術庁にあるんだ、原子力局にあるんだ、原子力委員会にあるんだ、こういうふうになっているのか、これは一体どうなっているのか、ひとつお答えを願いたい。

○木内国務大臣 いまのお話のように、これは非常に大事な問題であります。この問題につきましては、原子力委員会におきまして核燃料の対策というものを審議しまして、そうして、これは原則として民間の業者に入手をまかせる、こういうことになっております。そういうような点から考えまして、これはもちろんそのことがなくても、核燃料政策の一端であることは間違いないと思うのですけれども、主として電力業者ですが、今度は船のこともあろうでしょう、そういう民間の業者が輸入する、こういうふうなたまたまになっておるわけでありまして、それとともに、補完的に動燃事業団におきまして、そういう問題に対してこういう処置をとらなくちゃならぬということで、私ども



のほうでは、動燃事業団において必要なものは輸入する、そしてまた、探鉱の問題などにつきましても、動燃事業団の予算におきまして補助金を出す、助成の金を出す、こういうふうなことになる、おるのであります、これは今後の運用をいろいろ考えなければならぬと思うのですけれども、やはりこれは燃料政策の一環であることは間違いないと私は思います。しかし、原子炉の問題につきましましては私どものほうにおきましても責任がありますので、そういう問題を非常に重視しまして、そして、原子力委員会にいろいろ御研究願っておる、こういうふうなわけでございます。

○齋藤(憲)委員 原子力委員会設置法によりますと、原子力の平和利用に関する企画、審議、決定——その原子力委員会設置法の第二条ですが、第一項に、政策に関する、原子力全般に関して原子力委員会は政策を企画、審議、決定する、その決定したことは総理大臣が尊重しなければならぬ。その政策という中には、もちろん燃料問題が入るわけですね。

○梅澤政府委員 もちろん入ります。エネルギー政策の中でどの分野を原子力でいくかということの政策がござります。そういう政策でいきますと、それには当然燃料が必要でござりますから、その燃料分野も重要分野として燃料政策として考えられるということになると思います。

○齋藤(憲)委員 そうしますと、従来の、原子力委員会が原子力平和利用、燃料政策に関する企画、審議、決定という線は、ただいま大臣が仰せられたように燃料政策はいろいろ審議し、計画をした結果、民間電力会社にその大半をゆだねる、こういうことですか。

○梅澤政府委員 原子力の政策として考えまして、原料のウラン獲得等につきましては、国としては当然その基礎調査といえますか、開発の調査というものをいたしますが、その開発につきましましては民間にできるだけゆだねていくという考え方でございます。

○齋藤(憲)委員 それで、燃料の開発、入手というものは、主として民間電力会社だろうと思えますけれども、それにゆだねるというのは、これは国策として決定しているのですか。

○梅澤政府委員 現在の考え方は、委員会としてそういう方向でとりあえず考えていったほうがいいという了承の形になっております。

○齋藤(憲)委員 それで、一体、将来に対する日本のエネルギー対策から、昭和六十年までには三千万キロワットないし四千万キロワット、もしくは五千万キロワットに及ぶであろう膨大な発電に對して、電力会社にその燃料の入手一切をゆだねて、それを国策として考えて万連算なきを期し得られるという考え方によっておきめになったのでしょうか。それはどうなんでしょうか。

○木内閣務大臣 いま申しましたように、原子力委員会は電力——船も含みますけれども、そういう必要な燃料は民間に輸入させるという方針でござります。しかし、国の燃料政策として考えるべき問題は、いろいろまだこれはあると思うのです。

ですから、いまは輸入をやらせる、こういうふうな原子力委員会はきめておる、そういう方針を打ち出してあります。しかし、そうかといって、政府はそれにまかせきりではないというわけではなく、その輸入を助長し、また促進するような施策を講じていくというのがいまの考え方でござります。これは今後非常に重要な問題ですから、単に燃料政策自体全部を民間にまかせるといわけにはいかない。やはり政府としてこの問題を大いに研究し、打つべき手は打たなければいけない、かように思っております。

○齋藤(憲)委員 そうしますと、ただいま読み上げました協定ですか、協定の附表に書いてありますA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、考慮中のものは五百メガワット、この日本国の動力用原子炉計画、これに必要な濃縮ウラン百六十トンは、この協定でもって確保されたわけですね。そうすると、これ以後に計画するところの原子力発電に對しましては、その許可条項

として、確実に燃料の入手というものが確定しなければ許可しないということになるのですか。それは漫然と燃料を発電会社にまかせて、そうして、発電会社が発電計画を打ち立てて当局に許可を求めてきたときに、必ず燃料の入手というものが確立していなければ許可しないということになるのですか。その点、どうなっておるのですか。

○梅澤政府委員 こちらで許可いたします場合に、その計画を全部見ます。その計画を出す資料をいたしまして、その中に当然燃料計画というものが入ります、それで十分だということで許可になりますから、当然向こうからの申請許可条件としては燃料計画が含まれてまいるわけでござります。

○齋藤(憲)委員 そうしますと、昭和六十年までに三千万キロないし四千万キロワットの原子力発電に必要な二〇〇九万吨という膨大な入手確保なウランというものをどこから求めるのですか。それは当てずっぽうで言っておるのですか、その計画はどういうふうにして立てたのですか。

○梅澤政府委員 現在のところは、確かに米國にゆだねられております。その關係から、さしあたりのおもに四十六年までの十三基、これの建設をもとにしての結びつきかたでこれができておるわけでございます。これで将来このあとふやしてまいります場合には、当然これに乗ってこれを改定していく、これをふやしていくという条件は残してござります。したがって、今後やはりアメリカからもらうという場合には、これをまたふやしていくという考え方が必要だと思えます。しかし、そればかりあれでございせんので、結局先生からはおしかりをこうむっておりますが、動燃の一千万でござりますが、何とか各國のほうにおけるウランを日本で開発するという方向でございながらやっておりますわけでござります。これは各國での条件がございまして、カーボンその他はなかなか無理でござりますが、いまのところは、カナダだけでやっておりますが、やはりこれから先はそういう海外の探鉱というものを進め

て、自分で開発して輸入していくという形にしなければならぬということは考えられると思えます。

○齋藤(憲)委員 私が要求してあります資料が出たら、また私も勉強して御質問申し上げようと思っておりますけれども、いまの御答弁から承りますと、とにかく、エネルギー対策として、日本の発電量というものは水力、火力というものは頭打ちである、どうしても将来は原子力発電にたよらなければならぬ、しかも、それが最低に見積もって昭和六十年には三千万キロないし四千万キロ、現有の日本の発電能力に匹敵するだけの原子力発電を求めていかなければならぬ。それには二〇〇九万吨以上の燃料を必要とする、しかし、確実にいま日本の手の中にあるウランというものはきわめて少量である、そういう立場において、エネルギー対策としてそういうことを打ち出し、また、原子力局及び原子力委員会においても、そういう長期計画を打ち立てて、そして、燃料の確保は民間にまかせておく、國家はあずかり知らぬのだ——あずかり知らぬといつては語弊があるかもしれませんが、そういう体制では、われわれはあそこですかと引下がるわけにはいかないのです。國家の責任において、昭和六十年までに積算九万吨を入手する、これには最大の國家的努力を払わなければいけぬのだということであれば、われわれとしても國會を通じ、国力の伸長をその方面に期することができるのですけれども、國策として民間の電力会社にまかせてあるのだといつたら、もう國會は私企業に對して介入する何らの力はないわけでありまして、また、そういうことは憲法上許されることではないと思っております。一体民間会社にまかせておいて、そして、政策、企画、審議、決定という線で原子力委員会も満足してしまふということであつたら、これはたいへんなことになってしまふのではないかと承りますが、その点に對しては、委員長として大臣はどうお考えになつてゐるのですか。

○木内国務大臣 いま齋藤先生から、ずっと将来を見通しての御意見でございます。まことにこともっともだと思っておりますが、原子力委員会におきましては、当面すでに計画されておるものに対しては、当面すておるのであります。それに対しては、日米原子力協定、これによって確保してやっていると、しかし、その輸入については、ひとつ民間のほうでやっていると、こういうことでございます。将来、これが業界の見積りもりのように、四千万キロワットとか、あるいはまた、それ以上にあふえるというふうな情勢もあつたので、そういうことを頭に入れますと、将来の燃料の入手の問題については、政府は、これを確保するため、とくとまた考えなければならぬ、これは国の燃料政策として非常に大事なことで、かような指摘のように、われわれとしても十分にこれは注意してやっていると、かように考えております。

○齋藤(憲)委員 動燃事業団法の第二十三条の第一項の五号で「核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこと」とあるが、その第二項で「事業団は、次の場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。」その第一は「海外の地域において前項第五号の業務を行なうとき」とある。これは海外において核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうときは、総理大臣の認可を受けなければならないのです。しかし、この総理大臣の認可は、科学技術庁長官に委任事項で、四十三条で「内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。」これは委任してあるのですか。

○梅澤政府委員 この件につきましては、委任してございます。

○齋藤(憲)委員 委任してあるとすれば、これは科学技術庁長官の責任として、御所信をはっきりしておいていただかなければならない。日本のウラン鉱の埋蔵量というものは、いままでに数十億の金を費して、十年に余る探鉱をやつて、そして、

一体何ばつかんだかというのと、「さう」でわずか五千五百トンというておるのです。しかし、われわれから言わせると、実際はわずか三千トンか四トンです。これは認定方法によつて食い違いがあるのですが、これではものにならないのです。どうしても海外の資源を確保して、探鉱していかなくてはならぬという運命に置かれておるわけですから、さういふ科学技術庁長官に対して委任されておる重大問題を、いまの、民間にまかせておくのだというふうな御答弁があつたとするならば、われわれとしては、これはどうしても承服できないというところになつてしまふのです。なぜ一体こういう重大な委任事項に対して、動燃は積極的な政策をいまだとらなかつたのですか。わずかに探鉱はやつておるらしい、しかし、これも何か世間に発表しない、こそそこそこの探鉱の状況だと思つておるが、いま一体これは、どのくらいか、どういふことをやつておるのか、簡単によろしいですから、ひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○木内国務大臣 これは確かに科学技術庁長官にまかされておりますが、先ほど業界にまかせると言ひましたのは、アメリカで開発されておるものを輸入する、あるいはまた業界は、カナダから、鉱山業者との関係で開発しているものもありますので、そういう輸入のことを言つておるのです。この動燃事業団の海外の探鉱、これは総理大臣の認可でございまして、私にまかされておるもの、すけれども、総理大臣の認可事項というのは、これは日本の国内のことではなしに、外交の関係もあります。向こうの制度の関係もあります。向こうが、外国から来て探鉱することはいかぬとか、いろいろなことあります。そうなる、向こうの業者と連携してやらなければならぬ、いろいろなことがあると思ひます。そこで現在は、カナダの鉱山業者とこちらの電力業者と単独でやつておるものもあるし、こちらの電力業者と向こうの鉱山業者と共同でやつておるものもあるし、こちらの電力業者と向こうの鉱山業者と連携してやつておるものもある、こういう状態ですが、動燃事業団の海外探鉱につきましても、四十四年度は一千万円の助成金を動燃事業団はそういう探鉱をやるものに出して、さうして海外の探鉱をやるものになつておるわけですが、ところが、これはやはり外国のことであつて、私がまかされても、外務大臣との連絡なしにばかばかと許可をするというわけにいかない。それで、外国の探鉱というのは、なかなかむづかしい問題だと思ひますが、しかし動燃事業団では一千万円の予算をこしは予定しております。その範囲でやつておるというふうなわけですが。

○梅澤政府委員 動燃事業団におきましては、四十一年から海外の探鉱をやつておりました。いま大臣がおつしやいましたように、こし一千万円、去年も約一千万円、その前は少し減つておりましたが、大体少しずつ増加をしておりました。それで現在まで南米、北米、南ア等を調査いたしました。こしは続きまして、カナダのブリティッシュ・コロンビア州を調査するという予定でございまして。

それから、いま先生がおつしやいました極秘といひますが、もやもやとお話でございしたことが、確かにそういうことはございします。と申しますのは、カナダ等で鉱区をある程度取つておりますが、しかし、鉱区を取りましたものをあまり発表いたしませんと、やはりよその国あるいはその他でねらつておりますので、動燃としてはもう少し鉱区も広げたい、そのための調査もしたいといふこともございまして、あまり積極的にはものを言つていない点がございします。しかし、それがあつておさまりますと、早急に公表するといふことでございしますが、そういう点でございします。という感じがでておると思つております。

○齋藤(憲)委員 私は動燃の南ア、カナダ、アメリカあるいはその他の調査報告書といふものを讀んだのですが、これは悪口を言ひますと、幾らも悪口の言える調査報告書ではないかと思ひます。

向こうへ行つて調査報告書をもつてきて、翻訳をして印刷すると、ああいうものができるのです。ああいうものは探鉱にはならないのです。先方で調査したものを翻訳して作文にしたといふことだと思ふのです。いまバンクーバーの近くに鉱区を設定しつゝあるといふことも聞いたのでありますが、さうなると、少しカーボンでも走らせて、表土のシンチレーションの感度によつて、あるいはあるかもしれないという認定のもとに鉱区を出願したかとも思ふのです。しかしそんなことでウラン鉱をつかむことができるなどと考えたら、これは大間違いだと思ふ。だから、今後一体どういふ角度から海外のウラン鉱の入手を本式にはかるか、これは後日お考えがまとまつたらお知らせを願ふことにいたします。

もう一つ、これは原子力局長にお願いしたいのは、この核原料物質開発促進臨時措置法といふのがあつたので、これは時限立法で、国内の核原料物質を確保するためにつくつたわけなんです。この核原料物質開発促進臨時措置法によつて地質調査所が概査をやる、それから燃料公社が精査をやるというところで進めてきたのですが、この第三条に「内閣総理大臣は、通商産業大臣又は動力・核燃料開発事業団が行う核原料物質の探鉱の合理的な実施を図るため、毎年、原子力委員会の議決を経て、核原料物質探鉱計画を定めなければならない。」それから二項には「内閣総理大臣は、前項の規定により核原料物質探鉱計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」この核原料物質開発促進臨時措置法の第三条といふのは、海外のウラン探鉱にも当てはまるのですか。これは国内だけでございします。

○梅澤政府委員 この措置法でいいますと、国内だけでございします。

○齋藤(憲)委員 そうしますと、ウランの探鉱といふものは、通産大臣とは関係なしに、科学技術庁長官が総理大臣の委任事項として単独にやれるのですか。

○梅澤政府委員 国内ですか。

○齋藤(憲)委員 いや、全般です。

○梅澤政府委員 措置法の中でいきますと、国内では当然地質調査所が通産省にございまして、それで、通産省と協議してわれわれのほうが進めていくという体制をとっております。

それから、国外の問題につきましても、現在、当然、海外のものを、先ほど民間と申し上げましたけれども、やはり民間で鉱山会社とあるいは電気会社とくっついて開発する等ございまして、そういう関係の所管ということもございまして、十分こちらとは連絡をとりまして、その開発計画は両方で進めていくという形を考えております。

○齋藤(憲)委員 通産省関係の海外鉱物資源開発会社ですね、あるいは海外技術協力事業団、これは外務省所管ですか、そういうようないろいろな機関がございしますが、前に、通産省でも、ウラン鉱の開発というものを海外資源開発会社をしてやらしめようという予算をとらなくては行けないというような話もあったのですが、私のお尋ねしたいのは、一体どこが責任を持ってこのウラン資源の開発を統一的にやるのか。常に通産省、通産大臣と相談をしてやるような体制になっているのか。ただ、科学技術庁長官が、総理大臣の委任事項として、長官の責任においてこれをやることのできるようになってくるのか、その点をはっきりひとつ伺っておきたいと思うのです。

○梅澤政府委員 ただいまの事業団法の中からいきますと、事業団ができたときに、そういうものを認可するのは確かに長官の委任になっております。しかし、そういうものを判断して長官が考えるという場合には、当然、通産省と関係で、もちろんそこで協議して進めていくことになると思います。

そこで、いま先生おっしゃいました事業団等の定款等にございまして事業団の問題でございまして。あそこには金属鉱物探鉱促進事業団というのがございまして。そこでウランの開発等を融資の項目の中に入れたということで、われわれのほうも入

れていただきたいということで、現在検討中でございます。それで、そういう向こうの所管といえますか、監督していただきますとの連絡等との関係も、これは非常に各省にまたがりますので、その点については、調整をわれわれのほうでしながら進めていくというのが現状でございます。

○齋藤(憲)委員 あまり長くなりますから、やめますが、あれですか、金属鉱物探鉱事業団というのは、海外資源には手は伸びないのでしょう。あれは国内資源の開発でしよう。

○梅澤政府委員 金属鉱物探鉱促進事業団は海外にも手が伸びます。

○齋藤(憲)委員 いや私は、御即答を要求するわけじゃありませんけれども、そういう点が、重大問題に対処して今後どうあらねばならぬかという国家的な見地からいって、きわめてどうもあまいものとして重点的な施策が行なわれないような感じがするのです。どこの世界に、大きな原子力発電の要望を掲げておいて、お手持ちとはいったら、その燃料は民間会社にまかせてあるんだ、じゃ国家は一体どこが責任を持ってやるのだということになる。これまた、あまいものとしてつかみどころがない。わずか一千万円のお金でもって、そうして、海外の探鉱をやっていく。国内で一千万円使うということになれば、これはまた一千万円の価値はあるかしらぬけれども、海外に行くと、広漠たる土地に、どうして一億実質的な探鉱の手を伸べるのですか。まず第一にわれわれが考えることは、飛行機を雇って、低空飛行をやらなければならぬでしょう。低空飛行をやるといふことが国際的にどういう関係を持つのですか。また、低空飛行でもやると、シンチレーションカーウンターに感度を及ぼすようなところでないければ探鉱してもむだでしょう。そうすると、いままで一千万円のお金を使って調査したということは、先ほど私は悪口を言いましたけれども、諸外国に行くと、調査報告書をもらって、翻訳したということなんだ、あれは。そういうことで漫然と一年、二年を経過しておる間に、あの調査報告書を

読みますと、世界各国がウラン原鉱に対してどれだけの熱意を燃やして探鉱しておるかということなんだ。そういう点からいって、日本は何にもしていないということなんだ。それで、ここで御質問を申し上げるといふと、国家の責任というものはほとんどないということじゃないですか。それじゃもうわれわれが希望して考えておるところの、現在の日本の原子力平和利用の一番大きな発電計画というものが根本的にめっちゃくちゃということになりはせぬですか。めっちゃくちゃと云うては語弊があるかもしれませんが、何か砂上の楼閣みたいなもので、要するに、燃料の入手なくして大きな計画を立てておる、さあやれといつても、さういふには一文の金もございせんということと同じようなことになりはせぬかと私はおそれるのです。そういうものじゃないかと思うのです。やはりエネルギー政策というものが国家の重大な基本的な政策である限りにおいては、国家があくまでもこれに対して責任を持って、そうして、一番大切な燃料の確保は、国家の責任においてこれをやるという体制があつて、初めてここに原子力発電計画というものが、私は、長期計画としてあらわれてくるのじゃないかと思うのですが、こういう点に対しては、科学技術庁長官、原子力委員長として十分ひとつ御勘考の上、いまのような薄弱な計画でなく、国家の責任においてわれわれが納得するような原子力平和利用政策を確立していただきたい、こうお願いを申し上げておきたいのです。

○内閣府大臣

いま齋藤先生のお話しになった点、まことにごもっともです。そこで、私はさっきも申し上げましたように、国家は何もしないというのじゃありませんで、当面計画されておる発電所の原子炉に必要な燃料については、日本にはないからアメリカから輸入する、カナダあるいはイギリスの関係もありましても、そこでは、政府はその基本を確保して、その輸入は業者によらせる、こういうことになって、燃料政策全部を民間会社にまかせておるといふ意味じゃないのであります。

なお、遠い将来を見通しての燃料政策、これは確かに大事な問題でありまして、これについては、お話しのように、国としても基本の点は国がきめて、民間にまかせるものはまかせる。基本の点は国がきめて、そうして、それを実際やらせるものは、だれにやらせる、かれにやらせるということとはありますが、基本は国において責任をもって計画していくべきものだ、かように思っておりますので、今後通産大臣などもよく連絡をとりまして、最善の処置を考えてまいりたい、かように思っております。

○齋藤(憲)委員 昭和四十五年度の予算要求の際に間に合せて、海外における原料、ウラン、トリウム鉱——トリウムは別としても、ウラン鉱の探鉱を大々的に展開するという準備は、そういう計画は可能かどうか。それは、原子力局長でもけっこうですが、どうですか、できますか。

○梅澤政府委員 先生のおっしゃいますように、われわれのほうもウラン対策というのは非常に気にしております。ただ、いまの動力炉事業団のほうで、わずか一千万でございまして、なかなか海外に入っていくという問題が一つござい

それから、現在までの調査のやり方と申しますと、基礎調査と申しますか、概査と申しますか、それを事業団がやりまして、そのあとはそこを会社が開発してもらっていくという体制で、できるだけ会社がやりやすい場所をさがすという形で事業団が進んでおります。そのために、できるだけ基礎調査でさう、そういうことの方向の努力をできるだけさせていたきたい、こう思っておりますが、ただ、現在、事業団のほうでも、どこかの調査をするか、具体的に検討中でございますが、ただ、あまりにもこれは、われわれのほうで予算化したしまして、さあ行くという場合に、これはなかなか行けないという状態もございまして、それから、飛行機を飛ばすというの、なかなか飛ばせないという状態もございまして、計画は

できるだけ早く立てますが、予想いたしましたように、相当多額な金額でばつと出られる体制に实际的に持っていけるか持っていけないか、その辺のところをもう少しばく検討させていただきたい、こう思っております。

○齊藤(憲)委員 長官にお願いをしておきたいのですが、日本国内のウラン鉱の探鉱というものは、これは日本国内は逃げないのですから、永久に日本国内にあるのですから、いま貧乏を自がけてボーリングをやるとか、あるいは坑道を切るとかいうことはしなくていいのじゃないかと思うのです。人形峠から東郷地区あるいは岐阜県、地帯に対して数十億の金をかけている、その価値の評価は、あそこでもって技術を習得している、人間が養成されているということなんです。その人間及び地質調査所の人、民間会社において有能な探鉱をやり得る人がたくさんおるだろうと思うのです。ですから、国家の必要によって海外のウラン鉱の探鉱を開始するというときには、やはり相当膨大な計画を立てて、これは予算獲得ができるかできないかは別として、とにかく、ウラン鉱獲得の探鉱を極度に世界の有望な地帯にまで及ぼしていくという構想だけは至急にひとつ打ち立てて、その実現に総力をあげて努力していくというところが、やはりわれわれとしてもやらなければならぬ一つとめではないか、こう思っておるのです。そういうことを、何か表に出ないでこっそりどこかで計画をされて、そして、内容をあばいてみると何もないんだ、非常に日本の原子力政策というものは空論に近いような部分が残されておるのじゃないかという心配があるわけですから、ひとつこういうことに対しては熱心に作業をやらねばして、遺憾のないような段取りをとっていただきたい、これだけお願いを申し上げておきます。

○石田委員長 次回は来たる九日水曜日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会